

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
翌日
の翌日
に当り
ます)

目 次

◇ 条 例 鳥取県小規模事業主育児休業代替要員確保助成条例(女性青少年課)

鳥取県立福祉人材研修センター設置条例(福祉保健課)

鳥取県介護保険審査会条例(長寿社会課)

鳥取県税条例の一部を改正する条例(税務課)

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例(シ)

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例(児童家庭課)

鳥取県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(港湾課)

鳥取県古物営業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例(生活安全企画課)

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例(高等学校課)

◇ 規 則 鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則(児童家庭課)

公布された条例等のあらまし

◇ 鳥取県小規模事業主育児休業代替要員確保助成条例

一 目的(第一条関係)

この条例は、小規模事業主の育児休業代替要員の確保を助成することにより、育児休業の普及と育児休業をした労働者の職場復帰を促進することを目的とすることとした。

二 定義(第二条関係)

この条例において使用する用語の意義は、次に定めるところによることとした。

1 小規模事業主 県内に主たる事業所を有し、常時雇用する労働者の数が十人未満の事業主をいう。

2 育児休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定する育児休業をいう。

3 代替要員 育児休業をした労働者の行っていた業務を行わせるため、育児休業の期間(産前産後休暇の期間を含む。)に限って雇用される労働者をいう。

三 補助金の交付(第三条関係)

県は、小規模事業主に雇用される労働者が知事が定める期間以上の育児休業をし、当該育児休業終了後速やかに当該育児休業前の職場に復帰したときは、当該育児休業に係る代替要員を雇用した小規模事業主に対し、小規模事業主育児休業代替要員確保補助金を交付することとした。

四 補助金の額(第四条関係)

補助金の額は、育児休業の期間中小規模事業主が代替要員に支払う賃金(知事が別に定める額を限度とする。)の二分の一以下とすることとした。

五 その他(第五条関係)

この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

六 施行期日等

1 この条例は、平成十一年十月一日から施行し、同日以後の代替要員の雇用に係る補助金の交付について適用することとした。

- 2 この条例は、平成十四年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。
- 3 平成十四年三月三十一日以前の代替要員の雇用に係る補助金の交付については、なお従前の例によることとした。

◇鳥取県立福祉人材研修センター設置条例

- 一 社会福祉にかかわる人材の育成を行うとともに、県民の社会福祉に対する理解と参加の促進を図るため、鳥取県立福祉人材研修センターを鳥取市に設置することとした。

- 二 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◇鳥取県介護保険審査会条例

- 一 趣旨（第一条関係）

この条例は、鳥取県介護保険審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする事とした。

- 二 公益を代表する委員の定数（第二条関係）

審査会の公益を代表する委員の定数は、十五人とする事とした。

- 三 会長（第三条関係）

1 会長は、会務を総理することとした。

2 審査会は、会長が招集することとした。

- 四 雑則（第四条関係）

この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定めることとした。

- 五 施行期日

この条例は、平成十一年十月一日から施行することとした。

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

- 一 延滞金の割合の特例に関する事項

延滞金（年七・三パーセントの割合の部分に限る。）の割合について、当分

の間、各年の前年の十一月三十日を経過する時における公定歩合に年四パーセントを加算した割合が年七・三パーセントに満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年四パーセントを加算した割合とする事とした。（附則第四条関係）

- 二 その他

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律が制定され、地方税法の一部が改正されたこと等に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

- 三 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、一は、平成十二年一月一日から施行することとした。

◇合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

一 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に係る自動車税の税率を次のとおり改めることとした。（第三条関係）

- 1 乗用車

普通自動車		現 行		改 正 後	
区 分		年額		年額	
普通自動車	総排気量が四・五リットルを超えるもの	年額 一万九千円		年額 一万九千円	
	総排気量が四・五リットル以下のもの	年額 六千五百円		年額 七千五百円	

- 2 トラック

区 分		現 行		改 正 後	
		年額		年額	
普通自動車		年額 一万八千円		年額 三万二千円	
小型自動車		年額 六千五百円		年額 七千五百円	

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

- 一 乳幼児に係る通院医療費の助成対象に、二歳以上三歳未満の者（規則で定める者に限る。）を加えることとした。（別表関係）
- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この条例は、平成十一年十月一日から施行し、同日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用することとした。

◇鳥取県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

- 一 防塵柵がある舗装された野積場の使用料の額を、使用面積十平方メートルにつき使用期間のうち三十日までの一日は二十九円四十銭、使用期間のうち三十日を超える一日は三十九円九十銭とすることとした。（別表関係）
- 二 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◇鳥取県古物営業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

- 一 古物営業許可申請等に係る手数料の額を次のとおり引き上げることとした。（第二条関係）

区 分	手 数 料	
	現 行	改 正 後
古物営業許可申請手数料	一八、〇〇〇円	一九、六〇〇円
古物営業許可証再交付申請手数料	一、三〇〇円	一、四〇〇円
古物営業許可証書換え申請手数料	一、五〇〇円	一、六〇〇円

二 この条例は、平成十一年八月一日から施行することとした。

◇鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

- 一 新たに鳥取県立日野高等学校を日野郡日野町に設置することとした。（第一条関係）
- 二 鳥取県立根南高等学校及び鳥取県立日野産業高等学校を廃止することとした。（第二条関係）
- 三 一は平成十二年一月一日から、二は平成十四年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

- 一 二歳以上三歳未満の乳幼児に係る通院医療費の助成対象となる者を、前年の所得（一月一日から六月三十日までの間の医療に係る医療費を負担することとなる者については、前々年の所得）の額が児童手当の特例給付の支給制限額未満である者に扶養されている者とする事とした。（第一条の二関係）
- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、平成十一年十月一日から施行することとした。

条 例

鳥取県小規模事業主育児休業代替要員確保助成条例をここに公布する。

平成十一年六月二十二日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第十七号

鳥取県小規模事業主育児休業代替要員確保助成条例

(目的)

第一条 この条例は、小規模事業主の育児休業代替要員の確保を助成することにより、育児休業の普及と育児休業をした労働者の職場復帰を促進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 小規模事業主 県内に主たる事業所を有し、常時雇用する労働者の数が十人未満の事業主をいう。

二 育児休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業をいう。

三 代替要員 育児休業をした労働者の行っていた業務を行わせるため、育児休業の期間（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項又は第二項の規定により休業した期間を含む。以下同じ。）に限って雇用される労働者をいう。

(補助金の交付)

第三条 県は、第一条の目的を達成するため、小規模事業主に雇用される労働者が知事が別に定める期間以上の育児休業をし、当該育児休業終了後速やかに当該育児休業前の職場に復帰したときは、当該育児休業に係る代替要員を雇用した小規模事業主に対し、予算の範囲内で小規模事業主育児休業代替要員確保補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助金の額)

第四条 補助金の額は、育児休業の期間中小規模事業主が代替要員に支払う賃金（知事が別に定める額を限度とする。）の総額に二分の一を乗じて得た額以下とする。

(雑則)

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成十一年十月一日から施行し、同日以後の代替要員の雇用に係る補助金の交付について適用する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、平成十四年三月三十一日以前の代替要員の雇用に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

鳥取県立福祉人材研修センター設置条例をここに公布する。

平成十一年六月二十二日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第十八号

鳥取県立福祉人材研修センター設置条例

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、社会福祉にかかわる人材の育成を行うとともに、県民の社会福祉に対する理解と参加の促進を図るため、鳥取県立福祉人材研修センターを鳥取市に設置する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

鳥取県介護保険審査会条例をここに公布する。

平成十一年六月二十二日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第十九号

鳥取県介護保険審査会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百八十四条に規定する鳥取県介護保険審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(公益を代表する委員の定数)

第二条 審査会の公益を代表する委員の定数は、十五人とする。

(会長)

第三条 会長は、会務を総理する。

2 審査会は、会長が招集する。

(雑則)

第四条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

附 則

この条例は、平成十一年十月一日から施行する。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十一年六月二十二日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第二十号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正す

る。

第二十九条第五項中「団地管理組合法人」の下に、「保険契約者保護機構」を加える。
第三十一条第一項中「証券投資信託法」を「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に、「同法第二条の二に規定する信託を含む。」及びこれらに類する外国の信託」を「及び同条第十九項に規定する外国証券投資信託」に改める。

第三十三条の三中「(利息の配当を除く。）」を削る。

第四十七条の二第一項及び第六十条の四第二項中「証券投資信託法」を「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に、「(同法第二条の二に規定する信託を含む。）」及びこれらに類する外国の信託」を「及び同条第十九項に規定する外国証券投資信託」に改める。

第六十一条第二項中「日本国有鉄道清算事業団」を「日本鉄道建設公団」に改め、「請負契約」の下に「(日本鉄道建設公団が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）第十三条第一項第三号の業務に基づき締結されるものに限る。）」を加え、「本項」を「この項」に改める。

附則第四条中「附則第三条の二」を「附則第三条の二の二」に、「同項の規定」を「同項及び前条の規定」に、「日本銀行」を「日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形」に改め、同条を附則第四条の二とし、附則第三条の次に次の一条を加える。

(延滞金の割合の特例)

第四条 当分の間、第二十四条第一項及び第二項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

附則第七条第一項中「第八条の四」を「第八条の五」に改める。

附則第八条中「うちに」の下に「特定株式投資信託（租税特別措置法第三条の二に規定する特定株式投資信託をいう。）以外の」を、「に係る配当所得」の下に「（同法第八条の二第一項に規定する証券投資信託の収益の分配に係る配当等又は同法第八条の三第一項に規定する公募国外証券投資信託の配当等に係るものに限る。）」を加える。

附則第十三条第一項中「若しくは第三十七条の七第四項」を「第三十七条の七第四項若しくは第三十七条の九の二第四項」に改め、同条第二項中「平成十一年度から平成十三年度までの各年度分」を「平成十二年度分及び平成十三年度分」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該課税長期譲渡所得金額の百分の二」に改め、同項各号を削る。

附則第十四条第一項及び第十六条第一項中「同条第二項各号」を「同条第二項」に改める。

附則第十八条第一項中「同法第三十七条の十一第一項の規定の適用を受けるものを除く。」を削り、「本項」を「この項」に、「本条」を「この条」に、「第五項」を「第六項」に改め、同条第三項中「除く。」の下に「及び租税特別措置法第三十七条の十第五項に規定する支払われる金額（同項の規定により株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。）」を加え、同条第四項中「あるのは、」を「あるのは」に改め、「除く。」と「の下に」、「及び租税特別措置法」とあるのは「及び同法」とを加え、同条第五項中「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第七項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 租税特別措置法第九条の七第一項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「の金額」とあるのは「の金額（租税特別措置法第九条の七第一項の規定の適用を受ける金額を除く。）」と、「及び租税特別措置法」とあるのは「及び同法」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条の改正規定、同条を

附則第四条の二とし、附則第三条の次に一条を加える改正規定及び次条の規定は、平成十二年一月一日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の鳥取県条例附則第四条の規定は、延滞金のうち平成十二年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(県民税に関する経過措置)

第三条 所得割の納税義務者が平成十一年四月一日前に行った租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。以下「改正前の租税特別措置法」という。）第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡による株式等に係る譲渡所得等（同項に規定する株式等に係る譲渡所得等をいう。以下同じ。）については、なお従前の例による。

2 所得割の納税義務者が平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間にを行う改正前の租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡による株式等に係る譲渡所得等については、この条例による改正前の鳥取県条例附則第十八条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「同法」とあるのは、「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第十五条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法」とする。

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十一年六月二十二日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第二十一号

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する
条例の一部を改正する条例

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例
(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号及び第二号を次のように改める。

一 乗用車

イ 普通自動車

(1) 総排気量が四・五リットルを超えるもの 年額 二万二千元

(2) 総排気量が四・五リットル以下のもの 年額 一万九千元

ロ 小型自動車 年額 七千五百円

二 トラック

イ 普通自動車 年額 三万二千元

ロ 小型自動車 年額 七千五百円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十一年六月二十二日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第二十二号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例(昭和四十八年七月鳥取県条例第二十七号)の一部を次の

ように改正する。

第三条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 別表第六号に掲げる者のうち二歳以上三歳未満の者で規則で定めるものに係る被

保険者等負担金の助成に要する経費の額(その額が被保険者等負担金の額から老人

保健法の規定(同法第二十八条第二項の規定を除く。)の例により算定した一部負

担金の額に相当する額を控除した額の二分の一に相当する額(以下「補助限度額」

という。)を超えるときは、補助限度額)

二 別表第三号に掲げる者のうち病院等に入院しているもの及び同表第四号から第六

号までに掲げる者(前号に規定する者を除く。)に係る被保険者等負担金の助成に

要する経費の額の二分の一に相当する額(その額が補助限度額を超えるときは、補

助限度額)

三 前二号に規定する者以外の者に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の

二分の一に相当する額

別表第六号を次のように改める。

六 四歳未満の者(三歳以上の者にあつては病院等に入院している者に、二歳以上三

歳未満の者にあつては病院等に入院している者及び規則で定める者に限る。)

附 則

1 この条例は、平成十一年十月一日から施行する。

2 この条例による改正後の鳥取県特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日

以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医

療費の助成については、なお従前の例による。

鳥取県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十一年六月二十二日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第二十三号

鳥取県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

鳥取県港湾施設管理条例（昭和三十五年四月鳥取県条例第六号）の一部を次のように改正する。
別表の野積場の項を次のように改める。

野積場 舗装された野積場 を使用する場合	未舗装の野積場を 使用する場合	防塵柵があるとき。	防塵柵がないとき。	使用面積一〇平方メートルにつき一日	一八円九〇銭 一〇円五〇銭
	防塵柵があるとき。	防塵柵がないとき。	使用面積一〇平方メートルにつき使用期間のうち三〇日を超える一日	使用面積一〇平方メートルにつき使用期間のうち三〇日を超える一日	二九円四〇銭 三九円九〇銭
防塵柵がないとき。	使用面積一〇平方メートルにつき使用期間のうち三〇日までの一日	使用面積一〇平方メートルにつき使用期間のうち三〇日を超える一日	使用面積一〇平方メートルにつき使用期間のうち三〇日までの一日	使用面積一〇平方メートルにつき使用期間のうち三〇日を超える一日	二二円 三二円五〇銭

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

鳥取県古物営業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十一年六月二十二日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第二十四号

鳥取県古物営業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県古物営業許可申請手数料等徴収条例（平成七年十月鳥取県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一万八千円」を「一万九千六百円」に改め、同条第二号中「千三百円」を「千四百円」に改め、同条第三号中「千五百円」を「千六百円」に改める。

附 則

この条例は、平成十一年八月一日から施行する。

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十一年六月二十二日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第二十五号

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

第一条 鳥取県立高等学校等設置条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の鳥取県立日野産業高等学校の項の次に次のように加える。

鳥取県立日野高等学校

日野郡日野町

第二条 鳥取県立高等学校等設置条例の一部を次のように改正する。

第二条の表の鳥取県立根雨高等学校の項及び鳥取県立日野産業高等学校の項を削る。

附 則

この条例中第一条の規定は平成十二年一月一日から、第二条の規定は平成十四年四月一日から施行する。

規 則

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年六月二十二日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第四十三号

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県特別医療費助成条例施行規則（昭和四十八年十月鳥取県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（条例第三条第二項第一号及び別表第六号の規則で定める者）

第一条の二 条例第三条第二項第一号及び別表第六号の規則で定める者は、前年の所得（一月一日から六月三十日までの間の医療に係る医療費を負担することとなる者については、前々年の所得とする。以下同じ。）の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第二条及び第三条の規定によつて計算した所得の額をいう。）が同令第十一条の規定により読み替えられた同令第一条に定める額未満である者に扶養されている者（病院又は診療所に入院している者を除く。）とする。

第二条中「（一月一日から六月三十日までの間の医療に係る医療費を負担することとなる者については、前前年の所得とする。）」を削る。

附 則

この規則は、平成十一年十月一日から施行する。